

弁監視

についてご説明致します。

そもそも **弁監視** って?? と思われるかたも多いのでは? 各都市でそれぞれ捕らえ方が随分違います。

文字通り **弁を監視** するのですが、どの どの弁を どうやって?

POINT 設計時、施工時には必ず所轄にご確認を御願致します。!

監視目的

消火設備等にとって生命線とも言える大切なバルブを、**いたずら**やメンテナンス後の**復旧忘れ**などにより、

不適切な状態に陥ることの防止を目的としています。 自動火災報知設備などの受信機のスイッチが定位でない場合に点滅する**スイッチ注意灯**と役目は同じです。



監視対象

消火設備に係るバルブ

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・スプリンクラー消火設備・泡消火設備 その他ポンプを原動力とする消火設備の

1. ポンプの送水側仕切弁
2. ポンプのサクシオン側仕切弁
3. 呼水配管バルブ
4. 圧力タンクへのバルブ
5. アラームバルブ など、

これらに加えて、それぞれの設備に適合した、消火機能上重要なバルブ

POINT 地域に依ればポンプの主電源のブレーカーの**断**を監視するよう指導がある場合も!

設備により該当バルブが無い場合もあります

監視方法

開が正常状態のバルブは**閉**時に、またはその逆の時、警報を送出 それぞれ**正常以外**の状態になると警報を発するよう取付けます。

全閉,全開にならずとも 開閉状態に変化が生じれば警報を発するようにします。



警報の記録

異常警報送出及び復旧の記録は、発生時刻と共に記録される仕組みが望ましい。

記録の方法はプリンターのほか、信号送出履歴等による。

音響と表示による。

警報方法

バルブの異常を捉えて、防災センター等の警報盤にいずれのバルブかが特定できる方法で警報を送出。

警報の復旧

異常の警報は、異常が復旧すれば復旧スイッチ等の操作を介さず復旧すること。復旧の記録も残す事。

警報点灯中は機器の操作如何に係らず、不適切な状態であることの認識

規制の範囲

それぞれの都市、管轄所轄により規制の範囲、方法は違いがあります。工事施工場所、防火対象物の存する地域の確認が必要です!

POINT このような監視規制などは一切無い地域も多くあります。



取付例

取付例をご紹介します。

スプリンクラー消火設備圧力タンクバルブの弁監視



呼水槽バルブの弁監視



何れのパルブも **閉** 方向への動きで警報を送出します

参考
POINT

閉で警報を送出するものは、**全閉**状態で警報を送出するのではなく、弁の僅かな操作でも警報が出るよう配慮することが望ましい。

スプリンクラー消火設備の送水口からのバルブの弁監視

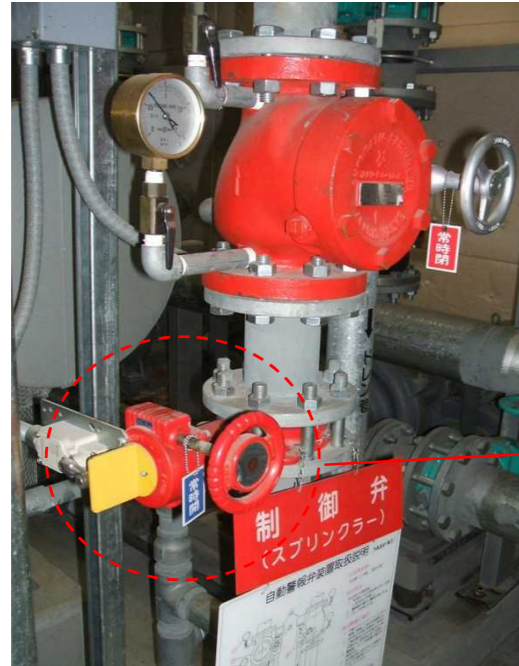


弁監視

について

- 西日本防災システム

取付例



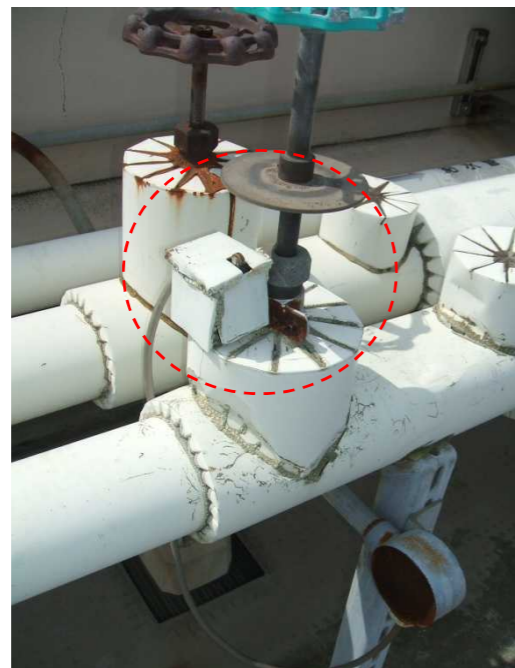
アラーム仕切弁の弁監視



アラーム仕切弁の弁監視



屋上補助水槽仕切弁の弁監視



スプリンクラーポンプ仕切弁の 弁監視

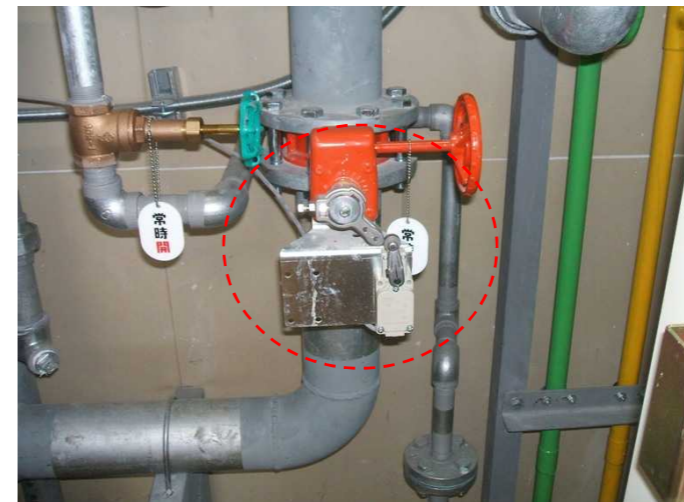


取付例

スプリンクラー消火設備圧力
タンクの弁監視



呼水槽からの呼び水配管の弁監視



様々な方法があります

